

変更の理由

サロマ湖漁港は、オホーツクのホタテ漁業を支える生産拠点であるサロマ湖内の漁業を流水被害から回避し、沖合を操業する漁船の避難機能を確保するための湖口水路として、また、湖内と外海との海水交換を確保する上において、国内外への安定的な水産物供給体制の確保として極めて重要な役割を担っている。しかし、沿岸漂砂の影響を受けやすい海域であることから、本事業では、堆砂による浅瀬の形成や水路の埋塞による影響を回避、低減し、漁港の持つ機能を最大限に発揮するため、サロマ湖漁港の第1湖口及び第2湖口の水路において、定期的にしゅんせつを行っている。

2017年には、多様な機能を有する第2湖口水路の埋塞を未然に防ぐため、定期的なしゅんせつに加えて、沿岸漂砂の抑制対策の一環としてサンドポケットを造成した。2015年以降には埋塞は発生しておらず対策の効果がみられるものの、今後も防砂堤の延伸・嵩上げ、水路のフラッシュ機能向上のための水路拡幅に加え、サンドポケットの維持しゅんせつを実施する必要がある。このため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条1第6項の規定により、廃棄物海洋投入処分許可申請を行い、2020年1月31日付で環境大臣により許可が発給された（許可番号20-002）。

一方、維持しゅんせつの実施に際しては、しゅんせつ船の安全な出入港のために水深13mまでの仮設しゅんせつを行う必要があるが、想定される仮設しゅんせつ範囲では堆積土砂の移動が著しく、許可申請のしゅんせつ範囲のみでは必要な水深を確保できない実態がみられたことから、しゅんせつ工事の安全確保及び第2湖口の埋塞を防止し必要な機能を保全する目的で、しゅんせつ範囲の追加変更、それに伴う海洋投入処分をしようとする廃棄物の量の変更を申請するものである。